

## 第4章 中間見直しの基本方針

「第3章 居住政策の課題」を踏まえ、中間見直しに向けた基本的な考え方として「中間見直しの基本方針」を定めました。

### ●これまでの基本理念や施策の方向性の継続を基本とします

- ・今回の中間見直しでは、基本理念や居住施策のテーマ、方向性を継続していくことを基本とします。

### ●重点的に取り組む施策を中心に、見直しを行います

- ・施策についても継続を基本としますが、社会状況や法改正等を踏まえ、重点的に取り組む必要がある5つの施策（空家対策、耐震化促進、住宅セーフティネット、マンション管理適正化、住まいの維持管理）の見直しを行います。

### ●多様な主体と連携した効率的、効果的な居住施策を行います

- ・住まいに関する問合せや取組は多岐にわたり、身近な課題の解決に向けた対応が求められていることから、施策の見直しに向けては、「当事者への意識啓発や働きかけ」「多様な主体の連携強化」「支援や情報発信の体制充実」といった視点を意識し、本市の実情を踏まえた内容に見直していきます。